埼玉県小児慢性特定疾病対策地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 小児慢性特定疾病児童等(以下「小慢児童等」という。)及びその家族が、慢性疾患を抱えていても安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的として、地域における小慢児童等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する場として、埼玉県小児慢性特定疾病対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

- 第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、保健医療部長が選任した者とする。
- (1)保健・医療に従事する者
- (2) 市町村保健・福祉部局に従事する者
- (3)教育・就労支援関係機関に従事する者
- (4) 患者・家族会等を代表する者
- (5) その他、協議会の趣旨等にふさわしい者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。
- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第7条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健医療部健康長寿課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に選任される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年5

月1日から平成29年3月31日までとする。 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。